

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 2 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局長 殿
中 核 市

全国社会福祉協議会事務局長 殿

厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージについて

平素より、厚生労働行政の推進につき、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者支援については、これまで、緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金の対象拡大、自立相談支援機関の体制強化、生活保護の弾力運用等の施策を開始し、現場の皆様のご尽力により、多くの方々の生活が守られており、改めて感謝申し上げます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響は長期化し、本年 1 月に発令された緊急事態宣言の延長が決定されるなど、生活に困窮される方々への支援は益々重要となっています。こうした中、お困りの方々の支援をさらに強化するとともに、途切れない支援を届けるため、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度における追加支援パッケージをまとめましたので、各都道府県においては、管内市町村に周知いただき、全国社会福祉協議会においては、都道府県社会福祉協議会・市区町村社会福祉協議会へ周知いただくようお願いします。

なお、各施策の具体的な内容等は、別途連絡いたします。

緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援パッケージ

1. 自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の連携強化

- 緊急小口資金等の特例貸付が終了する方や、要保護状態にある方等に対して、切れ目なく必要な支援を届けるためには、自立相談支援機関、市区町村社会福祉協議会、福祉事務所の確実な連携が重要となる。
- 確実な連携のため、特例貸付等の支援が終了する場合には、自立相談支援機関や市区町村社会福祉協議会において、生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）、生活保護（福祉事務所）へつなぐなど、対応を行うこと。また、必要に応じて、ハローワークや福祉事務所への連絡や同行、申請の支援を行うこと。
- 福祉事務所においては、市区町村社協や自立相談支援機関から紹介された借受者に対して、適切な相談対応を行うこと。特に、自動車等の保有、居住用不動産の取扱、扶養能力調査等の取扱について、要保護者が誤解していることで保護の申請をためらうことがないよう、必要な説明など行うこと。

2. 生活保護の弾力運用等

- 確実かつ速やかに要保護者の最低生活を保障する観点から、生活保護の弾力的な運用を行う。具体的には下記のとおり。
- 新たに就労の場を探すこと自体が困難である求職活動が困難等のやむを得ない場合は、稼働能力活用の判断を留保できることとしている。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、現下の状況の収束後に収入が増加すると認められるときには、下記の取扱いについて柔軟な運用を行うことができることとしている。
 - ・ 求職にも用いる通勤用自動車や、自営用の資産の保有。
 - ・ 自営業者等の転職に係る指導等を行わないことを認める。
- 一時的な収入減少で保護が必要となる場合で、現下の状況の収束後に収入が増加すると認められるときに、本来保有が認められないような、多額の解約返戻金がある保険を有している場合には、一旦、処分指導をせずに保護を開始し、6箇月程度を目途に再度判断できることとしている。

※ こうした弾力的な運用について、引き続き、周知徹底を行う。

3. 総合支援資金の再貸付の実施

- 緊急小口資金等の特例貸付は、最大 20 万円の緊急小口資金と最大 20 万円を最長 6 か月間貸し付ける総合支援資金を合わせて計 140 万円の貸付を行っている。
- 令和 3 年 1 月に緊急事態宣言が再発令されたところ、特例貸付の貸付が終了された世帯への再貸付に関するニーズが指摘されていることを踏まえ、一定の要件のもとに総合支援資金の再貸付を行う。
- 具体的には、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯を対象に、再貸付の申請前に自立相談支援機関による相談支援を受けることを要件とした上で、貸付期間を最大 3 か月（最大 60 万円）とした上で総合支援資金による再貸付として行う。
 - ※ 自立相談支援機関の相談支援において、世帯の状況に対して債務が過大となり、貸付による支援がなじまないと考えられるケースについては、本人の希望を聞きつつ、求職者支援訓練や生活保護等を案内する。
- なお、本再貸付については、できる限り早期に全国で申請の受付を開始する。